

全国大会に係わる要領

第1条 全国大会を主管する支部および全国大会に出場するチームに関する事項を定める。

第2条 この規程において、使用する用語は、連盟規程、連盟規程細則において使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 全国大会 天皇賜杯、高松宮賜杯、国スポ、東日本、西日本、中部日本、東（水戸市長旗）・西選手権大会、マスターズ、全日本シニア大会、少年大会、少年春季大会、中学女子大会、学童大会、ガールズトーナメントをいう。

第3条 全国大会を主管する支部は、次の事項を遵守して運営にあたらなければならない。

- (1) 開閉会式は、同一球場で行う事を原則とする。
- (2) 開会式の挨拶者は連盟会長、都道府県代表者、会場地市町村の代表者、主管支部長とし、特別の事情が生じた場合は、連盟の承認を必要とする。
- (3) 開会式、監督会議（監督主将会議）の席上、祝電、役員の紹介等は一切行わない。
- (4) 監督会議（監督主将会議）には、各会場の責任者、審判員責任者は必ず出席すること。
- (5) 大会開催に関する詳細事項は、理事会が別に定める。

第4条 全国大会にチームを派遣する支部および代表権を得たチームは、次に定める事項を遵守しなければならない。また、所属支部は遺漏のないようチームに指導しなければならない。

- 2 都道府県支部または、ブロックの代表権を得たチームは、競技者登録システム「野球ねっと」にて大会参加申込をすること。
- 3 支部は、出場チームからの「野球ねっと」の申請内容を確認し、期日まで

に参加申込手続きを完了させること。会場の準備に協力し期日より早めに申込手続きを完了させることが望ましい。なお、申込手続きについては、連盟規程細則第7条第2項に従うこと。

- 4 宿舎の申し込みにあたっては、所定の用紙により開催地実行委員会に参加申込書と一緒に申し込むこと。
 - (1) 宿舎申込後、指定された宿舎をチームの自由意思によって、変更することは大会運営に支障を及ぼすことになるので、このようなことがないように注意のこと。
 - (2) 変更によって生じた紛争や宿舎側に損失を与えた場合の賠償はチームの責任とする。
 - (3) チーム自身で宿舎を決める場合は、宿舎名、住所、電話番号および旅程を開催地実行委員会に参加届と一緒に報告のこと。この場合、開催地の計画輸送から除外される。
- 5 大会に持参する代表旗は連盟規程細則第7条第4項の定めによる。
- 6 参加申込締切日以降は、選手の追加、変更および背番号の変更は一切認めないため、細心の注意をすること。ただし、国スポは別に定める。
- 7 監督会議（監督主将会議）には、ユニフォームを着用し、公認野球規則、競技者必携と筆記用具を持参して必ず出席のこと。欠席の場合は棄権とみなすこともある。また、会議で説明を受けた事項および決められた事はチーム全員に徹底させること。
- 8 マイナ保険証または資格確認書等これに準ずるものを必ず持参すること。
- 9 開会式には、参加申込書に記載の全員の参加が望ましいが、勤務等の都合で、参加できない者も試合には出場できる。ただし、その人員が10名以上でなければならない。また、少年部、学童部は、監督・コーチ、参加申込書に記載された選手全員参加のこと。
- 10 少年部および学童部は保護者の同意書を期日までに連盟に提出すること。

11 参加料は、監督会議・監督主将会議で納入すること。なお、監督会議、監督主将会議が実施されない場合の納入方法は、別途開催地実行委員会より案内すること。

第5条 この要領は、連盟規程、競技者規程および競技者規程細則に準ずる効力を有する。

第6条 この要領の改廃は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則

この要領は、平成15年9月24日より施行する。

平成18年12月6日一部改定

平成21年12月4日一部改定

令和4年2月1日一部改定

令和6年12月9日一部改定

令和8年2月4日一部改訂